

令和3年度

宇佐市農業委員会  
第3回(6月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第3回定例総会会議録

令和3年7月5日（月）午前10時より宇佐市役所本庁2階25・26会議室において会長が第3回（6月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

1番 赤坂 州男 委員	3番 西 時行 委員	4番 久保 公志郎 委員
5番 永松 徳章 委員	8番 久保田 昭廣 委員	9番 安部 正博 委員
12番 河野 一雄 委員	14番 丹生 猛 委員	15番 塚崎 正和 委員
17番 池田 雅彦 委員	19番 阿部 善浩 委員	

欠席委員

2番 安倍 隆司 委員	6番 安部 仲雄 委員	7番 萩原 久邦 委員
10番 川谷 正一 委員	11番 佐藤 俊徳 委員	13番 永岡 卓己 委員
18番 安藤 宝太 委員		

事務局

石川事務 局長、樋田農政係総括、遠嶋農地係総括、農政係麻生主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第18号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第19号	農地転用事業計画変更申請について
	議案	第20号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第21号	非農地証明願について
	議案	第22号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	議案	第23号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
	議案	第24号	あじむ公社理事の選任について

- 報告 第 8 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について  
報告 第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による農地賃貸借の  
解約通知について  
報告 第 10 号 2 a 未満の農業用施設用地への転用の届出について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和 3 年度第 3 回 6 月の定例総会を開会いたします。

今月は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため出席人数をしばっており、2 番 安倍 隆司 委員 6 番 安部 仲雄 委員 7 番 萩原 久邦 委員 10 番 川谷 正一 委員 11 番 佐藤 俊徳 委員 13 番 永岡 卓己 委員 18 番 安藤 宝太 委員、7 名の方に欠席していただいております。

ただ今の出席委員は 19 名中 12 名で、宇佐市農業委員会会議規則第 10 条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第 8 条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより議事に入ります。

まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第 4 1 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議長 それでは、議事録署名委員は、5 番 永松 徳章 委員、9 番 安部 正博 委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の麻生主幹を指名いたします。

以上で、日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の議案第 17 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書 1 ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。  
議案第 17 号 3 条許可申請は 10 件で、宇佐地区 所有権移転 1 件、3 筆、2,384㎡、使用貸借 1 件、3 筆、3,006㎡、駅川地区 所有権移転 3 件、11 筆、9,832㎡、四日市地区 所有権移転 1 件、1 筆、2,530㎡、安心院地区 所有権移転 2 件、6 筆、

12,323㎡、院内地区 2件、16筆、8,817㎡となっています。  
2ページをお開きください。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
農地法第3条第1項及び同法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
3ページをお開きください。

宇佐地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

宇佐地区 番号2 【議案書番号宇佐2朗読】

番号1は、売買による所有権移転、番号2は、10年間の使用貸借権の設定です。

番号1は、譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得し、番号2は、借人の要望により使用貸借権を設定するものです。

4ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、営農を開始する譲受人が農地を取得するものです。

6ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

7ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受

人が農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

8ページをお開きください。

院内地区です。

番号1と2は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により、譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和3年6月30日午前9時30分より、本庁25会議室において、農業委員5名中3名、農地利用最適化推進委員6名中3名出席のもと開催いたしました

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1と2について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和3年7月1日午前9時より、本庁23会議室において、農業委員7名中4名、農地利用最適化推進委員13名中7名出席のもと開催いたしました。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
駅川地区番号1から3と、四日市地区番号1について、担当地  
区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議  
いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件の  
すべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としまして  
は、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結  
果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和3年6月29日午前10時よ  
り、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中4名、農地  
利用最適化推進委員11名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
安心院地区番号1と2、院内地区番号1と2について、担当地  
区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議  
いたしました。いずれも申請内容等に特に問題はなく、許可要件の  
すべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としまして  
は、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方  
は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事 務 局 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり許可するこ  
とに決定いたしました。

次に、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請につ  
いて」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第18号4条許可申請は1件で、地区毎の内訳は、駅川地  
区1件、1筆、427㎡となっています。

10ページをお開きください。

議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定によ  
り、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

11ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

議案第19号「農地転用事業計画変更申請について」で後述し  
ますが、一般住宅の建築で許可を受けていましたが、集合住宅と  
一般住宅の建築に事業計画変更するものです。

なお、今回は集合住宅部分のみの申請となっています。

転用目的は、集合住宅1棟、152.57㎡を建築する計画ですが、  
すでに工事に取りかかっており、そのことを深く反省する旨の始  
末書が添付されています。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途  
地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農  
地は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準  
運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべ  
てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補  
足説明をお願いします。

駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果  
についてご報告します。

議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」

駅川地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結  
果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説  
明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たして  
いると確認できました。なお、駅川地区番号1は始末書が添付  
された追認案件となっていますが、経緯については事務局から説  
明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当  
地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしまし  
た。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第18号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第19号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。議案第19号農地転用事業計画変更申請は、駅川地区 1件、1筆、427㎡です。

12ページをお開きください。

議案第19号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

13ページをお開きください。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

議案第18号農地法第4条申請の駅川地区番号1の説明にて触れさせていただいた事業計画変更申請になります。当初計画では、一般住宅の建築でしたが、集合住宅と一般住宅の建築に変更して計画変更申請するものです。なお、今回は集合住宅部分の申請となっています。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、変更後の転用事業が変更前と比べて必要性があると認められること。変更後の事業計画の実現が確実と認められること。変更後の転用事業により周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等の確認を行いました。このことから計画を変更しても特に問題はないと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、地区審議会の結果並びに補足説明をお願いします。  
駅川・四日市地区をお願いします。



赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第19号「農地転用事業計画変更申請について」

駅川地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりで、駅川地区番号1は、一般住宅の建築から集合住宅と一般住宅の建築に変更するという事です、変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので当地区審議会としましては計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第19号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第20号 5条許可申請は9件で、使用貸借による権利設定1件、所有権移転8件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区、所有権移転1件、2筆、2,641㎡、宇佐地区、所有権移転1件、1筆、2,189㎡、駅川地区、所有権移転2件、9筆、2,907㎡、四日市地区、所有権移転2件、4筆、1,596㎡、安心院地区、使用貸借権1件、1筆、108㎡、所有権移転2件、3筆、676㎡となっています。

14ページをお開きください。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

15ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、8区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

社員寮としての転用で、自社の社員寮1棟、建築面積190.79㎡を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可をすることができるものと考えます。

17ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、8区画を整備する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅1棟、105.99㎡を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

店舗としての転用で、貸店舗1棟、153㎡を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

19ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅1棟、129.89㎡を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

安心院地区番号2と3は関連がありますので一括して説明させていただきます。

安心院地区 番号2【議案書番号安心院2朗読】

安心院地区 番号3【議案書番号安心院3朗読】

番号2は、贈与による所有権移転、番号3は永年の使用貸借権の設定です。

番号2は一般住宅と進入路用地、番号3は進入路用地としての転用で、自己住宅1棟、建築面積132.91㎡と進入路を建築する計画です。なお、進入路については、既に工事にかかっており、そのことを深く反省する旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区番号1と宇佐地区番号1について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明

があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、本地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
駅川地区番号1と2、四日市地区番号1と2について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、本地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
安心院地区番号1から3について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認できました。なお、安心院地区番号2と3は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、本地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第20号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に議案第21号「非農地証明願について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。

議案第21号非農地証明願は、14件で、地区ごとの内訳は、長洲地区4件、6筆、2,566㎡、宇佐地区1件、1筆、443㎡、駅川地区1件、3筆、1,368㎡、四日市地区3件、32筆、6,026㎡、安心院地区1件、3筆、630㎡、院内地区4件、7筆、1,705㎡となっています。

20ページをお開きください。

議案第21号「非農地証明願について」

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

21ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

昭和55年8月4日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

昭和45年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号3【議案書番号長洲3朗読】

昭和54年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

長洲地区 番号4【議案書番号長洲4朗読】

昭和42年頃から駐車場として利用しているため非農地証明願を行うものです。

22ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

昭和46年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

23ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和56年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

24ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

平成17年8月2日付で、農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

26ページをお開きください。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

昭和63年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

27ページをご覧ください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

平成4年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

28ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

平成7年6月5日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

昭和50年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号3 【議案書番号院内3朗読】

平成7年6月5日付で農地法第5条許可済みのため非農地証明願を行うものです。

院内地区 番号4 【議案書番号院内4朗読】

農地法施行以前の昭和5年頃から宅地の一部として利用しているため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補

足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長

はい議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第21号「非農地証明願について」

長洲地区番号1から4、宇佐地区番号1について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長

長 駅川・四日市地区をお願いします。

赤坂地区審会長

はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第21号「非農地証明願について」

駅川地区番号1、四日市地区番号1と3について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長

長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長

はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第21号「非農地証明願について」

安心院地区番号1、院内地区番号1と4について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地化の状況については、事務局から説明があったとおりです。

非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。
- (質問、意見なし)
- 議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成ですので、議案第21号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
- 次に、議案第22号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。  
それでは事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 30ページをお開きください。  
議案第22号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。  
令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
31ページをお開きください。合計を読み上げます。  
【集積計画は集計表 朗読】  
内容につきましては、32ページ以降のようになっております。  
続きまして、41ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。  
【集積計画は集計表 朗読】  
詳細につきましては、42ページ以降のようになっております。  
続きまして、64ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。  
【所有権移転朗読 詳細な説明】  
以上、計画の内容は、市の基本構想に適合するものであり、それぞれ利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。



議 長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、各地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第22号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第22号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第22号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定

しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第22号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。  
次に、議案第23号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 69ページをお開きください。  
議案第23号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく同法第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)について市長より依頼があったので審議を求めます。  
令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
70ページをお開きください。合計を読み上げます。

【配分計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、71ページ以降のようになっております。農用地利用集積計画(案)で農地の貸し手が大分県農地中間管理機構に農地を貸付け、その農地をこの農用地利用配分計画(案)にて農地中間管理機構が借り手へ貸付けるといった内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律によりまして、農業委員会の意見を聴くものとなっていることによるものです。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、地区審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果

についてご報告します。

議案第23号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、長洲地区、宇佐地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。”

議長 駅川・四日市地区お願いします。

赤坂地区審会長 はい、議長。1番 赤坂です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第23号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、駅川地区、四日市地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第23号「宇佐市農用地利用配分計画(案)に対する意見について」

市長より依頼があり、安心院地区、院内地区の農用地利用配分計画(案)の内容について審議いたしました。当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第23号は原案のとおり承認しました。

次に、議案第24号「あじむ農業公社の役員(理事)の推薦に

ついて」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 92ページをお開きください。  
議案第24号「あじむ農業公社の役員（理事）推薦について」  
あじむ農業公社理事の推薦について、委員会の審議を求める。  
令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
議案第24号「あじむ農業公社理事の選任について」ですが、  
旧安心院町・旧安心院町農協及び安心院土地改良区が出資した農  
地利用集積団滑化団体である「公益社団法人あじむ農業公社」の  
理事に農業委員会から1名を推薦するもので、安心院地域を主な  
活動区域としていることから安心院院内地区審議会で協議したと  
ころ「菅原維範 農業委員」を推薦することとなりましたので、  
審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

河野一雄委員 はい、議長。12番 河野です。  
「あじむ農業公社理事の選任について」ですが、旧安心院町か  
らの経緯で、安心院・院内地区審議会で決定し、総会に報告でよ  
いのではないですか。

西副会長 はい、議長。3番 西です。  
安心院地域を主な活動区域としていることから安心院院内地区  
審議会で協議し、農業委員会として推薦するので、やはり総会で  
議決するこのやり方がいいと思います。

議長 他に意見や質問はありませんか。  
  
(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方  
は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第24号は原案のとおり推薦するこ  
とに決定します。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
す。

報告第8号から第10号までを一括して事務局より説明願います。

事務局

それでは、一括してご報告させていただきます。

93ページをお開き下さい。

報告第8号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は94ページからの13件がございました。

地区別の内訳は、長洲地区 相続設定1件、1筆、352㎡、宇佐地区 相続設定5件、22筆、26,883㎡、駅川地区 相続設定3件、9筆、12,751㎡、四日市地区 相続設定4件、38筆、59,691㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

103ページをお開き下さい。

報告第9号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は104ページからの17件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区3件、11筆、23,262㎡、宇佐地区3件、3筆、5,861㎡、駅川地区2件、12筆、12,562㎡、四日市地区8件、19筆、26,285㎡、安心院地区1件、2筆、2,704㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

113ページをお開きください。

報告第10号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和3年7月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範  
内訳は114ページからの2件がございました。地区毎の内訳は、長洲地区 1件、1筆、2,879㎡の内190㎡、院内地区1件、1筆、1,082㎡の内120㎡となっております。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で

受理通知を交付いたしました。

以上で報告の説明を終わります。

議 長 　ただ今の報告第8号から第10号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。  
その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議 長 　よろしいですか。  
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

来月7月の令和3年度第4回定例総会は、8月5日木曜日、午前10時から本庁1階多目的ホールで行う予定にしておりますので、よろしく申し上げます。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

午前11時11分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和3年7月5日

議 長 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

署名委員 \_\_\_\_\_ (印)